

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則
- 岡山県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 救急病院の指定
- 〃
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 指定居宅介護支援の事業の廃止
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 〃
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

### 【公告】

- 人事課
- 組合指導課
- 建築指導課
- 医療推進課
- 〃
- 長寿社会課
- 〃
- 〃
- 道路整備課
- 〃
- 防災砂防課
- 〃
- 都市計画課
- 経営支援課

## 目次

担当課（室）

- 第四十六期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者の推薦手続
- 種畜証明書の有効期間の延長
- 公共測量の終了
- 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表
- 道路の位置の指定
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
- 運転免許取得者教育の認定の一部改正

### 【選挙管理委員会】

### 【公安委員会】

- 労働雇用政策課
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 畜産課
- 監理課
- 河川課
- 建築指導課
- 〃
- 選挙管理委員会
- 地域課
- 運転免許課

（県例規集登載）

◎岡山県規則第六号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「十年」を「十九年」に改める。

様式第十六号裏中「退職手当等」を「退職手当」に改める。

様式第十八号(表中)

⑤受講指示年月日	年 月 日	⑥受講開始年月日	年 月 日	⑦受講終了予定年月日	年 月 日
----------	-------	----------	-------	------------	-------

特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地				
	名	称			
⑥受講指示年月日	年 月 日	⑦受講開始年月日	年 月 日	⑧受講終了予定年月日	年 月 日

⑪「⑩」や「⑫」や「⑬」や「⑭」や「⑮」を「⑯」に改める。 回線表(裏)中

「3 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記載しないこと。

「3 就職するために移転する場合には、④欄及び⑥欄から⑧欄までは記載しないこと。

⑪「4」や「5」及び③欄」や「③欄及び⑤欄」及び「5」

⑧」や「⑨」及び「⑩」や「⑪」

4 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、⑤欄は記載しないこと。

「6」を「⑧欄」を「⑨欄」を「6」を「7」を「⑩」を「⑪」を「⑫」を「7」を「8」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第七号

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県農林水産関係組合等検査規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産関係組合等検査規則（平成十二年岡山県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に、「の規定」を「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）第四十四条第一項及び第二項の規定」に改める。

様式第一号を次のように改める。

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

様式第1号（第9条関係）

第 年 月 日  
号

様

岡山県知事



## 検査通知書

次のとおり検査を実施しますので、岡山県農林水産関係組合等検査規則（平成12年岡山県規則第120号）第9条の規定により、通知します。

検査の根拠			
検査の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
検査員氏名等	所 属	職 名	氏 名

注意 検査の根拠欄には、岡山県農林水産関係組合等検査規則第1条に規定する法律の条項のうち該当するものを記載すること。

様式第二号（裏面）中「並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び「の規定」や「並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第44条第1項及び第2項の規定」を改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の様式第二号による身分証明書は、  
当分の間、改正後の様式第二号による身分証明書とみなす。

◎岡山県規則第八号

岡山県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

岡山県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第二項」を「第十九条第二項及び第六十九条第三項」に、「（以下）」を「及び岡山県小規模不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下）」に改める。

第二条第一項中「第十三条」の下に「及び第四十九条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

◎岡山県告示第百三十号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 藤田病院

所在地 岡山市東区西大寺上三―八―六三

名 称 中谷外科病院

所在地 玉野市田井三―一―二〇

二 有効期限

平成三十三年三月三十日

附 則

この告示は、平成三十年三月三十一日から施行する。



◎岡山県告示第百三十一号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 セントラルシティ病院

所在地 岡山市南区築港栄町一九―三〇

名 称 倉敷平成病院

所在地 倉敷市老松町四―三―三八

二 有効期限

平成三十三年三月三十一日

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

## ◎岡山県告示第百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

訪問看護事業所フェニックス

#### 2 所在地

岡山県玉野市築港一丁目二四番一号 松本ビル二階

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人陽光会

#### 2 所在地

岡山県玉野市玉原二丁目二四番四〇号

### 三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三六〇四九〇〇七六

### 五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

備前市デイサービスセンター蕃山荘

#### 2 所在地

岡山県備前市蕃山一三〇九一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

- 1 名称  
社会福祉法人備前市社会福祉事業団
- 2 所在地  
岡山県備前市伊部九六四番地の一
- 3 廃止年月日  
平成三十年三月三十一日
- 4 介護保険事業所番号  
三三七一一〇〇一一〇
- 5 サービスの種類  
通所介護  
介護予防通所介護

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

## ◎岡山県告示第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

デイサービスセンターうららアネックス

#### 2 所在地

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓四九九一四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

医療法人道照会竹内医院

#### 2 所在地

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓四九九番地二四

### 三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇五二七

### 五 サービスの種類

通所介護

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

## ◎岡山県告示第百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

居宅介護支援事業所フェニックス

#### 2 所在地

岡山県玉野市築港一丁目二四―一 松本ビル二階

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人陽光会

#### 2 所在地

岡山県玉野市玉原二―二四―四〇

### 三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇〇六五

### 五 サービスの種類

居宅介護支援

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

◎岡山県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若代方谷停車場線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市豊永赤馬字宮地二六九五番一地从先	新	九・五 二六・〇	一〇五・〇
新見市豊永佐伏字大平三〇九番四地从先	新	九・五 二六・〇	一〇五・〇
新見市豊永佐伏字大平三〇八番一地从先	新	五・〇 九・五	一六九・五
新見市豊永赤馬字宮地二六九五番一地从先	旧	九・五 二六・〇	一〇五・〇

平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上叡神目停車場線
- 三 道路の区域

新見市豊永佐伏字大平三〇八番一地先ま  
で

久米郡久米南町上神目字町田五〇八番一 地先から 久米郡久米南町上神目字町田五〇七番五 地先まで	久米郡久米南町上神目字町田五〇八番一 地先から 久米郡久米南町上神目字町田五〇七番五 地先まで	区  域	新旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
旧	新			六・〇 八・〇	四八・〇
				七・〇 九・〇	四八・〇

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

◎岡山県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	上鞆神目停車場線	久米郡久米南町上神目字町田五〇八番一地从 から 久米郡久米南町上神目字町田五〇七番五地先 まで	平成三十年 三月十六日







平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

◎岡山県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、笠岡都市計画下水道事業笠岡公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名 称	笠岡市
事業の種類及び名称	笠岡都市計画下水道 事業 笠岡公共下水道
事業施行期間	昭和五十年三月二十日 から 平成三十七年三月三十 日まで
事業地	収用の部分 変更なし 使用の部分 平成二十七年岡山県告 示第三百十四号の事業地 に、笠岡市大字平成町の 一部を加える。

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

〔二〇一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ宇野店

所在地 玉野市宇野二丁目七九六番二ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 岡崎共同株式会社

住所 岡山市中区森下町一番一四号

代表者の氏名 代表取締役 岡崎 彬

### 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市江崎八三番四号

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（変更後）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

### 4 変更年月日

平成十七年九月二十六日

## 二 届出年月日

平成三十年三月五日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成三十年三月十六日から同年七月十七日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

〔一〇二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ宇野店

所在地 玉野市宇野二丁目七九六番二ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 岡崎共同株式会社

住所 岡山市中区森下町一番一四号

代表者の氏名 代表取締役 岡崎 彬

### 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（変更後）名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

### 4 変更年月日

平成二十九年二月二十六日

## 二 届出年月日

平成三十年三月五日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

平成三十年三月十六日から同年七月十七日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一〇三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ小原店

所在地 津山市総社字桜屋七七番一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

(変更後) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(2) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ザグザグ小原店

(変更後) ザグザグ小原店

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二



# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

(変更後) 名称 株式会社ザグザグ

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

4 変更年月日

平成二十九年二月二十六日

二 届出年月日

平成三十年三月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年三月十六日から同年七月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

〔一〇四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ宇野店

所在地 玉野市宇野二丁目七九六番二ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 岡崎共同株式会社

住所 岡山市中区森下町一番一四号

代表者の氏名 代表取締役 岡崎 彬

## 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後十時

（変更後） 午後十二時

### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後） 午前八時三十分から午前零時三十分まで

### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前九時から午後七時まで

（変更後） 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

## 4 変更年月日

平成三十年三月二十一日

二届出年月日

平成三十年三月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年三月十六日から同年七月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

〔一〇五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ小原店

所在地 津山市総社字桜屋七七番一

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

## 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後十時

（変更後） 午後十二時

### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十時三十分まで

（変更後） 午前八時三十分から午前零時三十分まで

### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前九時から午後十時まで

（変更後） 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

## 4 変更年月日

平成三十年三月二十一日

二届出年月日

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

平成三十年三月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年三月十六日から同年七月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔一〇六〕平成三十年三月九日をもって、第四十六期岡山県労働委員会委員のうち労働者委員に欠員が生じたので、補欠労働者委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり当該委員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 候補者の推薦資格を有するもの

岡山県の区域内のみに組織を有する労働組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の適用を受けるものを含む。）のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岡山県労働委員会の証明を受けたもの

二 候補者となる資格を有する者

労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者

三 補欠労働者委員の数及び任期

1 委員の数 一名。ただし、推薦する候補者の数は、制限しない。

2 任期 任命の日から平成三十年十一月二十七日まで

四 提出書類

1 推薦書（様式）

2 候補者の履歴書

3 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による岡山県労働委員会の証明書

五 書類の提出期限

平成三十年四月二十七日（金）。なお、郵送の場合、同日までに到着したものに限り、受け付ける。

六 書類の提出先

岡山県産業労働部労働雇用政策課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）

# 平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

様式

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地

労働組合の名称

代表者の氏名

印

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により，第46期岡山県労働委員会補欠労働者委員候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日 (年齢)	所属労働組合名及び所属職場名 並びにこれらにおける地位	略歴	備考

〔一〇七〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書のうちその有効期間内に独立行政法人家畜改良センターが平成三十年度定期種畜検査を行うことができないうちのものについて、その有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けた。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太



〔二〇八〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山地方方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市中区平井	測量区域
基準点測量	測量の種類
平成二十九年十二月二十二日	終了年月日

〔二〇九〕水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

吉井川水系吉野川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおりとする。

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部管理課、同部東備地域管理課、岡山県美作県民局建設部管理課及び同部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

吉井川水系梶並川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおりとする。

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県美作県民局建設部管理課及び同部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名

吉井川水系滝川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおりとする。

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県美作県民局建設部管理課及び同部勝英地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名

高梁川水系小田川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部管理課及び同部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

〔一一〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇四五号 平成三十年三月六 日	浅口市金光町占見一五四四番一九、 一五四五番一、一五四七番一	六・〇〇	七二・〇一

〔二一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年三月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見一五一四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市白楽町五六二―一ペルレE―一一一

亀川 和幸

三 許可番号

岡山県指令建指第二五九号

◎岡山県選管告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年三月十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、八五五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九九、〇九〇
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、〇七三	数
高梁市	選挙区	八、九六〇	数

平成30年3月16日 岡山県公報 第11973号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、五八五	一五、八一三	一四、二二一	一七、四四八	三六、八〇九	一三四、三六八	四六、四一九	二六、六九二	三九、八九四
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、六四六	一三、〇一八	八、五四三	一三、四六二	一二、二九六	一〇、六三〇	一四、二九八	八、七〇三

◎岡山県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月十六日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号の表桜橋交番の項を削り、同表東山交番の項を次のように改める。

門田交番	岡山市中区門田屋敷二丁目一番一七号	岡山市中区のうち東中島町、西中島町、小橋町二丁目、門田屋敷本町、新京橋一丁目、新京橋二丁目、新京橋三丁目、御幸町、網浜、さくら住座、赤坂本町、旭東町一丁目、旭東町二丁目、旭東町三丁目、赤坂台、赤坂南新町、桜橋一丁目、桜橋二丁目、桜橋三丁目、桜橋四丁目、奥市、徳吉町一丁目、徳吉町二丁目、門田屋敷一丁目、門田屋敷二丁目、門田屋敷三丁目、門田屋敷四丁目、門田屋敷五丁目、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、御成町、門田文化町一丁目、門田文化町二丁目、門田文化町三丁目、門田本町一丁目、門田本町二丁目、門田本町三丁目、門田本町四丁目
------	-------------------	---

第七号の表和気駅前交番の項中「和気駅前交番」を「和気交番」に、「福富五七二の八」を「福富四一五の四」に改める。

第十三号の表乙島東駐在所の項を次のように改める。

乙島駐在所	倉敷市玉島乙島七四七一の八一四	倉敷市のうち玉島乙島の一部
-------	-----------------	---------------

第十三号の表乙島西駐在所の項を削る。

第十八号の表新郷駐在所の項中「神郷釜村一一八三の一」を「神郷釜村一一八三の二」に改める。

附則

この規則は、平成三十年三月二十三日から施行する。ただし、第七号の表の改正規定は公布の日から、第十八号の表の改正規定は平成三十年四月一日から施行する。



◎岡山県公安委員会告示第三十三号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十六日

岡山県公安委員会

表二十二の項を削る。